

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する				
	規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
(1) 改正理由					
令和5年10月1日から東京都最低賃金が時間額1,113円に引き上げられることに伴い、一般事務等の会計年度任用職員の時間額の改正を行う。					
(2) 主な改正内容					
臨時11時間開所保育補助員の時間額を30円引き上げ「1,090円」から「1,120円」とし、給食調理員、狭山保育園臨時保育補助員、介助員、文書交換業務員、施設等営繕業務員、学習支援員、一般事務、臨時保育補助員、児童館業務員（その他）、図書館勤務員及びスクール・サポート・スタッフの時間額を40円引き上げ「1,080円」から「1,120円」とする。					
(3) 施行日					
令和5年10月1日					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課による事前審査済					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。